

高齢者在宅福祉生活支援サービスの案内

「生涯いきいきぶれあいの暮らし」を目指して

市では、在宅福祉の充実を図り、高齢者の方が住み慣れた地域の中で安心した生活を送ることができるよう、高齢者在宅福祉生活支援サービス事業を実施しています。

問長寿介護課 ☎447



以上の一人暮らし高齢者など
☑ 火災警報機、電磁調理器などの給付
☑ 所得税課税状況により無料・全額負担の7階層

生きがい活動通所支援サービス

☑ 市内に住所を有する60歳以上の一人暮らしなどで、家に閉じこもりがちな方
☑ 老人福祉センターすえびら荘でレクリエーション、趣味活動などで1日を過ごします(送迎有り)。
☑ 無料(昼食代は自己負担)

徘徊高齢者家族支援サービス

☑ 徘徊の知られる認知症高齢者を介護する同居家族
☑ 発信装置による位置探知システム(PHS)などを活用して、徘徊する高齢者を早期に見出し、家族の負担軽減を図ります。

緊急時通報システムサービス

☑ 市内に住所を有する65歳以上で、電話回線を有し、次のいずれかに該当している方
① 一人暮らしで虚弱な方
② 高齢者のみの世帯の方、世帯員が虚弱である方
③ 家族のいる方で、長時間一人暮らしと同様の状態となる虚弱な方
☑ 急病などで緊急時にボタンを押すと受付センターから消防署に通報が入り、迅速な救助活動を行います。また、介護などに関する相談をしたい時などもボタンを押すだけで受付センターにつながり、お話をすることが出来ます。
☑ 無料。ただし、回線使用料(基本料金)、屋内配線使用料および通話料は自己負担。

紙おむつの給付サービス

☑ 市内に住所を有する65歳

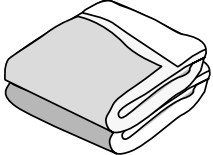
以上で、次のいずれかに該当している方
① 要介護4・5と認定された方
② 6カ月以上次の状態が続き、常時紙おむつを必要としている方
・ 要介護認定を受けていない方で、寝たきり状態の重度の認知症状態の方
・ 要介護3と認定された方で常時失禁状態の方
☑ ① テープ止めパンツ+尿取りパッド
② はくパンツ(リハビリパンツ)
③ フラットタイプ
④ 尿取りパッド
の中から、必要とする1種類を給付します。
※ サイズ(S・M・L・LL)によって、各パンツの枚数が異なります。サイズが合わない場合には、ご相談に応じます。
申請月の翌月から給付となります。毎月、中旬ごろに八潮薬業協同組合に加盟している薬局がご自宅へお届けします。
☑ 無料

訪問理美容サービス

☑ 市内に住所を有する65歳以上の寝たきり状態にある方
☑ 理容：調髪+顔剃り
美容：① カラー(染め)+化粧、マニキュア、眉カット
② パーマ+化粧、マニキュア、眉カット
③ カット+化粧、マニキュア、眉カット
※ 美容は1回につき、①、②、③のいずれか。
☑ 利用回数：最大年4回(福祉理美容券を交付)
☑ 交付枚数が申請月で異なります。
※ 既利用の方は、毎年度4月に申請が必要です。
☑ 無料
理容は、原則として月曜日。美容は、火曜日および第3水曜日

寝具クリーニングサービス

☑ 市内に住所を有する65歳以上の常時寝たきり状態にある方であって、家庭において寝具の洗濯および乾燥が困難な方(寝具の手入れができる方が同居している世帯は対象外です)。
☑ 丸洗い殺菌(7月・1月実施)、乾燥殺菌(4月・10月実施)
☑ 無料
※ 既利用の方は、毎年度4月に申請が必要です。



配食サービス

☑ 市内に住所を有する65歳以上で、次のいずれかに該当し、かつ日常的に食事の用意が困難な方
① 一人暮らしの方
② 高齢者のみ世帯など
☑ 昼食か夕食のいずれかを1日1回自宅へ配食し、利用者の安否を確認します。
利用回数：1週間に最大5回まで(利用者の状況などにより回数を決定)
※ 利用サービスの変更(配食回数、曜日、昼食・夕食)は必ず長寿介護課へご連絡ください。
☑ 1食350円

高齢者居室等整備資金融資制度

☑ 市内に引き続き2年以上住所を有する方で、満60歳の親族と同居している方、または同居しようとする方
☑ 高齢者の居室、浴室、便所などの増築または改築工事
融資限度額：最高200万円
償還方法：元金均等月賦償還(償還期限：10年以内)
利子：無利子
保証人：市内に2年以上住所を有する方など、要件を満たした2人以上の保証人が必要
※ 高齢者居室等整備計画書、工事見積書などの書類が必要となるため、長寿介護課へお問い合わせください。



高齢者世帯等住み替え住宅家賃助成制度

☑ 次の全ての要件に該当する世帯
① 住宅の取り壊しなどにより民間賃貸住宅へ転居する世帯
② 本市に引き続き2年以上住所を有する65歳以上の高齢世帯の方
③ 生計中心者の当該年度分の市民税が非課税であること
④ 生活保護世帯でないこと
☑ 転居前後の家賃の差額で3万円を限度として助成(転居後の家賃が6万円を超えた部分は対象外)。

日常生活用具給付等サービス

☑ 市内に住所を有する65歳

これらの在宅福祉生活支援サービスは、在宅者へのサービスです。
利用者が、病院や介護保険施設などに入院・入所された場合は該当しませんので、必ず長寿介護課にご連絡ください。